

特集 非自発的入院制度をめぐる——医療保護入院を中心に——

非自発的入院制度をめぐる——医療保護入院を中心に——

吉住 昭, 太田 順一郎

非自発的入院については、医療保護入院や措置入院、あるいは医療観察法によるものがあるが、最近の当学会のシンポジウムでは、医療観察法以外の非自発的入院が取り上げられることはなかった。一方、日常の臨床場面においては、非自発的入院という形態で治療を開始する場面も多くあり、その対応に苦慮していることも多い。さらに、非自発的入院については、①精神科病床への入院患者約 32 万人のうち約 39% を占めているという現状、②批准を目指している障害者権利条約の理念に即して考えると、自由の剥奪の禁止、自己決定の尊重、アイデンティティを保持する権利の尊重などの観点から、極力限定したものにすべきとする視点も存在する。それらを踏まえ、本シンポジウムは、日本精神神経学会法委員会と精神医療・保健福祉システム委員会の共同で企画された。

当日のシンポジウムにおいては、日本精神神経学会法委員会委員長の富田三樹生氏（多摩おおば病院）に「非自発的入院について——障害者権利条約との関連で考える——」と総論的に語ってもらい、次に、大島一成氏（大宮厚生病院）に、「フランスにおける成人の精神科治療システムと法律——非自発的入院についての臨床的考察と提言——」との演題で、フランスで実地診療に従事した経験を踏まえ報告していただいた。さらに、川崎洋子氏（公益社団法人全国精神保健福祉会連合会）には、「保護者制度の課題——精神障害者

とその家族の人権を確保するために——」と、家族の立場からこの問題について語っていただき、最後に岩尾俊一郎氏（兵庫県立光風病院）は、「保護者制度廃止までに考えておくこと」と、保護者制度を廃止とした場合の課題について報告した。

その中で富田氏は、障害と疾病の概念について歴史的に概観することから始まり、日常臨床の中で非自発的入院こそが真に入院が必要な者の入院形式であるが、一方で障害者権利条約の根本の思想は、「障害者の法的能力の享受」を原則としており、両者が背反することを指摘した。

大島氏は、フランスにおいても第三者（家族または患者の利益のため動ける人）の要請による入院制度はあるが、第三者はあくまでも入院を要望するにとどまることを述べた。

川崎氏は、保護者制度で数々の役割を負わされていること、保護者は一生保護者であり続けねばならぬことにふれ、保護者制度の撤廃と公的機関が担うべきと訴えた。

岩尾氏は、保護者制度の見直しにおいては、精神保健福祉法にある公安的な発想を一掃すること、非自発的入院を公的責任で行うための法制度が必要なことを述べた。

この間日本精神神経学会でも、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に対する意見を表明している。ここでは、保護者制度に

第 107 回日本精神神経学会学術総会＝会期：2011 年 10 月 26～27 日、会場：ホテルグランパシフィック LE DAIBA, ホテル日航東京

総会基本テーマ：山の向こうに山有り、山また山 精神科における一層の専門性の追求

シンポジウム 非自発的入院制度をめぐる——医療保護入院を中心に—— 座長：吉住 昭（国立病院機構花巻病院）、太田 順一郎（岡山市こころの健康センター） コーディネーター：吉住 昭

関し、「現在の保護者制度は、家族に過大な負担を強い一方、市町村長同意のような実態として十分に機能していない部分を含んでおり、現行の保護者制度は廃止し、少なくとも非自発的入院に関する責任は公的機関が担うことを法律に明記すべきであること、当面は、非自発的入院要件の明確化、適正手続きの保障、実効性ある権利擁護制度の構築などを通じて、非自発的入院がより限定的に運用されるよう目指すべき」と述べているので、参考にしていただきたい（日本精神神経学

会：「障害者制度改革の推進のための基本的方向について」に対する意見—精神科医療に関する分野を中心に—（2011年2月26日）http://www.jspn.or.jp/ktj/ktj_k/2010_12_25shougaisyasks/2010_12_25shougaisyasks.html）。

当日は、シンポジストの熱弁もあり、討論の時間を十分に保障できなかった。しかし、今回のシンポジウムを第一弾とし、引き続き非自発的入院・非自発的治療介入に関する問題を深めていきたいと考えている。